

平成 2 4 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第2日）

6月14日（木曜日）午前10時00分 開 議
午後 1時21分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 北 市 勲 議員
2. 若 山 武 信 議員
3. 太 田 常 美 議員
4. 向 井 義 擴 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	6	向井 義擴	1. 人・農地プランについて 2. 老朽校舎の取り扱いについて

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	9	北 市 勲	1. 節電について 2. 市立赤平総合病院について 3. 国歌について
2	5	若山 武信	1. 地域協働のまちづくりについて 2. 町内会館運営の今後のあり方について
3	7	太田 常美	1. 広域行政について 2. 各学校の施設整備について 3. 空き家対策について

○出席議員 9名

- 2番 五十嵐 美 知 君
3番 植 村 真 美 君
4番 竹 村 恵 一 君
5番 若 山 武 信 君
6番 向 井 義 擴 君
7番 太 田 常 美 君
8番 菊 島 好 孝 君
9番 北 市 勲 君
10番 獅 畑 輝 明 君

○欠席議員 1名

- 1番 大 道 晃 利 君

○説 明 員

- 市 長 高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長 田 口 敏 弘 君
監 査 委 員 小 椋 克 己 君
選挙管理委員会 壽 崎 光 吉 君
委 員 長
農業委員会会長 野 村 繁 君
副 市 長 浅 水 忠 男 君
総 務 課 長 町 田 秀 一 君

企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	栗山滋之君
市民生活課長	片山敬康君
社会福祉課長	永川郁郎君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
商工労政観光課長	伊藤嘉悦君
農政課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	保田隆二君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院 事務長	實吉俊介君

教育 委員会	教育長	渡邊敏雄君
”	学校教育 課長	相原弘幸君
”	社会教育 課長	吉村春義君

監査事務局長	下村信磁君
--------	-------

選挙管理委員会 事務局長	井波雅彦君
-----------------	-------

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	大橋一君	
”	総務議事 担当主幹	野呂律子君
”	総務議事 係長	伊藤彰浩君

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、6番向井議員、8番菊島議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は大道議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、節電について、2、市立赤平総合病院について、3、国歌について、議席番号9番、北市議員。

○9番(北市勲君) [登壇] 通告に従いまして、質問いたしますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

大綱1、節電について、①、国、北海道の節電要請の影響と対応についてお尋ねをいたします。本年5月5日に泊原子力発電所が定期検査に入り、42年ぶりに日本国内における電子力発電が稼働がとまったと、こういうことになっておりますが、日本国内じゅう大変な騒ぎであります。国内における電力不足を起こすであろうと、こういうことで北から南まで大変な騒ぎになっていることは報道等で周知のことと存じます。そこで、我々が住む北海道ではどう

なのかと。ことしの夏は電力が不足しますよと、そういうことで国や北海道から2010年度比で約7%、あるいはそれ以上の節電を求められていると聞いております。それでは、どのような形で節電をすればいいのか、そういう具体的な節電の方法についてどのような指示があるのかも含めてお聞かせいただきたいと、かように思います。要請された7%、あるいはそれ以上の節電をすると私ども市民生活にどんな影響が出るのか、あるいは赤平市の産業界にどのような影響が出るのか、減産があるのかないのか、それから市庁舎を初め公共施設にどんな影響が出るのか、それについて行政としてどのように調査し、対処するのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(獅畑輝明君) 総務課長。

○総務課長(町田秀一君) ただいまお話ありましたとおり、ことしの夏の電力の需給見通しにつきましては既に報道されておりますとおり、お盆の期間を除きます7月23日から9月14日までの平日、前年度比7%程度の節電ということでお話があったところでございます。一般家庭等市民に対する周知につきましては、国、北海道、北海道電力によりまして、そのホームページやテレビのCMなどメディアを通じて周知してきているところでございますけれども、当市といたしましても広報や当市のホームページ等でエアコンの設定を28度にするなど、ご家庭での具体的な節電方法や電気の供給状況を知る方法といたしまして北電のホームページの電気予報を紹介するなど、節電を呼びかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、社会福祉施設等へは別途北海道より文書によりお知らせしておりますし、企業へはさきに行われました空知地域電力需給連絡会議に商工会議所や建設業協会等も参加しております、それぞれ周知されるものではないかというふうに考えているところでございます。

ただ、節電の対応でございますけれども、当市におきましては財政健全化の中、道路照明灯や公園灯

のLED化、さらに庁舎におきましては蛍光灯の間引きや階段室などほぼ点灯している部分の一部LED化、利用頻度の低いトイレは使用時のみの点灯、パソコンの未使用時は業務に支障のない限り電源を切る、常時使うプリンターは個々に設置せずにコピー機につなげる、電気ポットなど電熱器を極力使わないようにするなどを既に実施しているところでございますけれども、今年度より自動ドアの内側の開放、常時点灯していた非常口のサインに反射材を利用してきてございます。さらに、カウンターの上などを徐々にLED化を進めまして、パソコンのUSBのファンなどを電池式で使えるものは電池式への切りかえを行う、温水トイレの便座のヒーターを切る、さらに毎月の電気使用量をサイボウズでお知らせし、職員の意識の向上につなげるなど取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。他の公共施設におきましても、これに準じましたり、北電によりオフィスビル、医療機関、学校など区分し、節電ポイントを紹介していただいておりますので、これを参考とし、節電に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。消灯を励行したり、不必要な電気は消すと、当たり前のことなのです。これ今まで我々はやってきているのです。市庁舎を見ても、お昼休みは皆さん電気消しています。これに対して7%、それ以上となると、真っ暗にしなければならないのではないかなと、そういう危惧もしないわけではないのです。それから、今便座などの温熱も落とせばいいと、切ればいいというけれども、あんなもの切ったところで0.何%にしかならないのです。だから、もし私はこういうことを国や北海道、北電が我々に求めるのであれば、もっと具体的なこういうことをもっとやってくださいということをも行政側から提案すべきでないかと、このように思っておりますが、いずれにしても電力が足りないということは間

違いない事実でございます。

そういうこととおおむね理解いたしましたけれども、これに関連して北電は計画停電はしたくない、しないという表現を使っておりますが、一番心配しているのは計画停電の件です。原則2時間以内におさめるとか、そういうお話でございますが、北海道におけることしの供給電力のトータルというのは485万キロワットということでございますが、そのうち火力発電が329万キロワット、水力発電が72万キロワット、他社から受電が84万キロワットとなっております。火力発電の占める割合が約68%ほどあります。そこで、道内の火力発電所の実態を見ますと、運転開始から30年以上を経過した火力発電所が8基あります。特にこの近くを見ますと、奈井江の1号機がもう既に44年も経過していると。こういう実態を見ると、火力発電だけで本当に電力が保てるのかと、そういうおそれもありますので、この古い火力発電所については恐らく起こり得るだろうと考えるべきでないかと。そして、ことしの春も、たしか伊達の火力発電所が運転トラブルにより何時間かの発電停止もありました。そういうことで北電は計画停電はしたくないけれども、しないつもりでいるといっても、現状の約7割を占める火力発電所の実態から見たら、起こり得るだろうと、そう考えるのが普通でないかと思えます。

そこで、この計画停電が実施された場合、一番に心配するのが医療機関や福祉施設であります。最初に、医療機関である市立病院の実態についてお尋ねをいたしたいと思えます。市立病院には数年前にたしか自家発電設備が設置されたのを記憶しておりますが、この自家発電設備は発電能力はどのぐらいあって、現実に市立病院で電力を必要とする医療器具のどの程度を稼働できるのか、これについてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 病院の緊急時の際の自家発電装置の能力であります。その稼働時間は基本的にA重油の蓄量がある限り稼働

可能であり、その蓄量が満タンの場合は夏の期間で約2週間、冬の期間では約10日間の対応が可能ということになっております。また、稼働の範囲につきましては、緊急度の高い箇所に応じ自動的に切りかわる形になっておりますが、その詳細をご説明いたしますと、瞬時に自家発電に切りかわる箇所といたしましては人工呼吸器、人工透析装置、手術室のすべて、そして屋内の消防設備すべてになります。また、自家発電への切りかえに平日で昼間5分から10分、平日の夜間と土日で20分から30分の時間を要する箇所といたしましては、病棟の自家発電用コンセント、照明関係、検査科の一部、薬剤科の一部、そして病棟の飲料水ポンプ、医事のコンピューター室、エントランスホールとなっております。また、自家発電に対応していない箇所といたしましては、エックス線装置、CT装置、骨密度の測定装置、外来の診療科、そのほか今までの説明になかった部分については対応になっておりません。ただ、停電後30分程度は診療棟も管理棟も非常用の照明は点灯することになっておりますので、ご安心いただければと思います。また、当院の受診患者さんや訪問診療の受診の患者さんにつきましては、電源を利用する医療機器の使用状況といたしまして、在宅酸素療法の患者さんが5名、たんの吸引をされている患者さんが2名いらっしゃいますが、停電のときにはどのように対応しているか、病院のほうからおのこの指示をさせていただいている状況であります。これ以外に病院の指示で在宅にて人工呼吸器など電気医療機器を使っている患者さんは、現在おりません。また、市内にも当院の患者さん以外で他の病院の指示のもと電気医療機器を使用されている方がいらっしゃるかもしれませんが、これについては当院では把握し切れる状況ではありません。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕市立病院につきましては、生命にかかわる大きな器械の使用についてはおおよそ心配ないと、そのようにお聞きいたしました

たが、病院の中で、私ども経験あるのですが、やっぱり最優先に何に電気を通すのかと、そういう意味でその辺のところは瞬時に切りかわるということでしたので、私ども安心して病院にかかれるかなと、このように思っております。

ただ、市内の他の施設やほかの病院、この辺の関係については病院としてはわからないということですが、人工呼吸器、それから酸素の濃縮器利用者や、それから吸引器等を使っている患者がおられるということですが、この辺も市立病院にかかっているからわかるということで、ほかのところはわからないとなると、実態だれが調べるのかと。この辺のところは、我々行政にいる立場とすれば知らないで済むわけがないと。今事務長のほうから病院に受診している患者さんはわかるのだけれどもという話でした。では、ほかはどうなのかと、これについていかがですか。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今の病院を利用されている患者さんの対応ですが、現実はそのとおりだということでご理解をいただきたいと。ただ、私ども行政が、赤平市が他の病院にかかっている等については正直言ってやはり把握は不可能です。したがって、これは赤平だけの問題ではございませんので、当然国、道、北電を通じて医療機関、施設等をお願いなり、要請、指示ということだと思いますので、恐らく同じような対応は当然医療機関の責任としてあると思いますので、なかなか実態把握は困難で、私も努力はいたしますが、同じような対応は当然されるというのは常識でありまして、そういう意味では私どもは実態はなかなか把握できませんが、そういうようなことがされるといふふうに私は期待をしますし、また実施をされるといふふうに思いますし、機会があれば私どももそういう把握は努力していきたいと思っております。当然そういう施設、医療機関は責任があるというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番(北市勲君) [登壇] 市長さんからお答えいただきましたけれども、私もそう思います。ただ、赤平市には病院のほかに福祉施設があります。この赤平市の福祉施設の中いわゆるALS、筋萎縮性側索硬化症、あるいは筋ジストロフィーのどうしても人工呼吸器を必要とする、その収容する場所もあるわけですから、その辺は実際に今そういった患者さんが入っているのか入っていないのか、その辺のところある程度私はこの計画停電の中で当然行政側も調査しておくべきだろうと思っているのですが、これについていかがですか。

○議長(獅畑輝明君) 総務課長。

○総務課長(町田秀一君) 高齢者福祉施設等に確認しましたところ、該当の患者さんはいないというふうにお伺いしているところでございます。

○議長(獅畑輝明君) 北市議員。

○9番(北市勲君) [登壇] 患者さんがいないとなれば、問題はないと思いますけれども、いずれにしてもALSの収容ベッドがたしか2つほど赤平にあるはずなのです。これは、そういうところの実態を把握しないと、やはりいざというときに問題起きないかなと、そう思っていますけれども、患者さんがいないということであれば結構だと思います。そういうことで7%の節電及び計画停電においては赤平市では大きな問題はないと、このように理解をいたしました。

それと、昨年9月の議会でもって節電と料金の節約の両面から特定規模電気事業者、いわゆるPPSへの切りかえを考えたらいかがですかという提案をさせていただきましたが、今年度はちょっと昨年と事情が変わります。昨年は、節約という意味でそういったPPSへの切りかえを要請いたしましたが、今年度は電力が足りないという話なので、これについても再度やっぱり検討すべきではないかと。昨年は、契約事業者が少ないということで様子も見たいというお返事をいただきました。私もそれなりに納得はしておりますけれども、ことしはちょっと事情が違うのではないかとということで、これについてもど

う考えるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長(獅畑輝明君) 総務課長。

○総務課長(町田秀一君) 特定規模電気事業者の活用につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

特定規模電気事業者の切りかえにつきましては、まだ管内で導入している自治体はございませんが、メガソーラーシステムの建設等が各地で行われておりまして、発電事業に乗り出す事業者がふえてきているところでございます。しかし、一たび計画停電になりますと、特定規模電気事業者も影響を受けまして、送電線は北電の所有でありますので、計画停電で変電所を落とすと特定規模電気事業者の電気も届かなくなるようでございます。ただ、今後発電事業者がふえまして供給量が確保されれば、計画停電の不安も減りまして、また特定規模電気事業者を含めた入札によります電力の契約により節減も期待できますことから、状況を見た上で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(獅畑輝明君) 北市議員。

○9番(北市勲君) [登壇] どうもありがとうございました。これも東京都の世田谷区がすべての世田谷区の電力をPPSに切りかえたと、いろいろ問題はあったと思いますけれども、いずれにしても、電力供給する側が北電一本でないということの中で料金も含めて、電力足りないということも含めてやはりもっと真剣に考えてみる必要あるのではないかと思いますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思っております。

続きまして、大綱2の市立赤平総合病院について、①、救急医療体制の展望についてお尋ねをいたします。市立病院の財政状況は、ご存じのように、一般会計からの繰り入れ及び市立病院の職員の努力の結果、この23年度決算において資金不足率がゼロになる見込みであると。病院経営健全化計画を達成することとなり、少し安堵をいたしております。しかし、病院の経営は、まだまだ厳しいものが残っておりまして、私どもも病院の現診療体制及び救急医療体制

については最重点項目としてとらえて支援をしていきたいという気持ちでおりますが、特にこの救急医療体制については若干の不安も持っております。その不安に感じている点と申し上げますと、この救急医療体制については病院経営健全化計画の達成のために有資格者が退職による減員となり、一部残ったスタッフに大きな負担がかかり過ぎていないのかと大変気になっているところでございます。特に救急医療に携わるスタッフというのは、医師、看護師はもちろんですが、スピーディーで的確な診断を下すためには放射線技師、あるいは臨床検査技師の力が必要であります。現在残っているスタッフのうち、放射線技師が3名という状況の中で24時間365日にわたる救急医療体制を維持できるのかどうか、これについて現状に対する考え、あるいは今後の展望についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 大綱の2、市立赤平総合病院について、①、救急医療体制の展望についてお答えいたします。

現在市内の救急医療体制につきましては、地域のセンター病院、また基幹病院との連携を図りながらすべて市立病院が対応しております。携わるスタッフは、主に医師、看護師、医療技術者ですが、医師につきましては平日は当院の医師が対応し、土日につきましては赤平市医師会と民間病院から診療応援をいただいているところであります。看護師につきましては、夜間専従を臨時職員として採用し、おおむね月の3分の1程度を担っております。また、医療技術者につきましては、薬剤師4名、検査技師5名、放射線技師3名がそれぞれ交代で休日の一部の出勤とオンコールの待機体制をとっております。現状では特に放射線技師が3名であり、個々には待機の回数も多くなり、厳しい状況ではありますが、3名とも市内や病院看護師宿舎に居住し、緊急時には短時間で救急業務につける体制となっております。放射線技師においては、平成19年4月より現行の体制で救急医療に対応しておりますが、職員の採用等

につきましては議会においてご承認いただいた経営健全化計画に示す収支計画より悪化することのないよう、勤務体制など工夫も十分考慮しながら慎重に検討していかねばならないと考えております。いずれにいたしましても、高齢化の進む本市において救急医療の確保は極めて重要であり、今後もこれまで同様1次救急、2次救急医療を担うとともに、専門的な整形外科、脳神経外科、心臓血管外科など地域のセンター病院等との連携を維持し、市内唯一の救急指定病院として市民の皆さんが安心、安全に暮らせるまちづくり、地域医療の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。病院の健全化計画に基づいて職員数も議会の承認を得ているという話でございませぬけれども、病院の経営を考えると足りないから直ちにふやせということにはならないかもしれません。しかし、そうかといって一部の職員だけ負担が大きくなるようでは長続きする話ではないと、このようにも思っております。そういう意味で、ただいま答弁ありました業務全体の中で見直しをしながら仕事の負担を最小限にしていきたいという話だと私は理解しております。放射線科の仕事、いわゆる撮影等いろいろあります。CTからMRI、今は器械はMRIありませんけれども、CT、それから単純撮影も含めていろいろ写真と言われるところの仕事ありますので、ぜひその辺の業務の見直しの中で負担が公平になるように努力してもらいたいと、このように思っております。

もう一つお聞きしたいのは、先ほど市立病院が赤平市のセンター病院としての役目を担うということでもあります。それは、私も否定はいたしません。しかし、市立病院1病院だけで365日を賄うということは大変なことだと思うのです。お医者さんに見れば、赤平市医師会、あるいは平岸病院さんから応援もいただいている、しかし看護師さんは夜間当

直用の看護師さんを募集できると、そのできないところはではどうするのだと、結局それが私の一番危惧するところであります。そういう意味でこの救急体制についても広域的に物を考えられないかと、少しこの辺のところは検討してみるべきでないかと思えますけれども、これについてどのような考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 市内の病院におかれまして看護師が減ったときをお願いしている経緯があります。それは、いまだ検討中ということで協議している最中ですが、今おっしゃられたとおり、医療技術者についても今後相談をあわせてしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 いろいろと障害はあると思えますけれども、この中空知の歯科医療を見ると、歯医者さんはたしか当番制を、この赤平、芦別、滝川、深川ぐらい、深川はちょっとわからないけれども、入っているのです。そういう形の中でいわゆる救急対応している。やはり1つのまちが1つの病院でやるというのは、非常にもう無理があるのでないかと思えますので、ぜひこの辺も含めて検討してみたいと、このように思っていますので、よろしくお願いをいたします。

次に、大綱3、国歌についてお尋ねをいたします。

①、教育関係者の取り組みについてということでお尋ねをいたしたいと思えます。私は、今まで赤平市内の小学校、中学校の入学式や卒業式にお呼ばれして行ってまいりましたけれども、それぞれの式次第の中に国歌斉唱、あるいは校歌斉唱というくだけりがありますが、校歌については式に参加しているほとんどの生徒さんが歌っていると。歌っていて、いい歌ですなと思いつながら聞いてはいるのですが、ただ国歌についてはまるで水を打ったような静かさで、私は声出して歌っていますから、むしろ私どもが歌う声のほうが大きく聞こえて子供たち変な顔で見

ていますけれども、こういうことが私が学校にご案内いただいてもう十何年間同じ状況が続いています。非常に違和感を持っております。たまたまそんなことでことしの春先にある保護者の方から国歌、いわゆる君が代、これはだれがどこで教えているのだという質問されて、自分の経験からして学校以外では教わった記憶がないと。だけれども、私が習ってからもう60年もあるわけですから、忘れないで覚えていると。今の子供たちはなぜ歌わないのだろうと、学校で教えているのだろうか、という質問いただきました。私は、先ほど言いましたように、自分の経験から学校以外では習っていないと思えずよと。そういうことで、このたび私の記憶が間違っているか正しいのか含めてお聞きいたしたいと思えます。

まず、第1点、長い間歌わない状態が続いておりますけれども、このような状態について学校、教育関係者というか、教育委員会としてどのように感じているのか、まずその感想をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 国歌についてですけれども、私もこの職についてから何度か卒業式にお邪魔したことがありますけれども、議員ご指摘のように、校歌に比べては国歌の斉唱状況というのは声が出ていないということは確かであります。それで、その状況についてでありますけれども、やはり国歌というのは国の歌でありますから、学習指導要領にもあったように、覚えることが必要でありますけれども、その原因ということであると、やはり校歌と比べると子供たちに対してのなじみという点で少しばかり歌いづらい面があるのかなという思いはありました。ただ、同時に指導がやはり十分でなかったところもあるのだろうと、そういう思いをして、そういうふうにとめていただいているところでもあります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまのありが

とうございます。子供たちが歌うことになじみが少ない、あるいは指導がちょっと足りなかったのではないかという感想は承りましたけれども、だとすれば学習指導要領に教えて歌うようにしなさいというぐあいになっているわけですから、歌わないというのはやはり何かそこに欠陥があるのだろうと。今の感想をお聞きしても、なじみがないといっても、国歌については無理やり歌わせろということでは、たしか法律上なっているはずです。無理やり歌えとはうたっていないのです。そういうふうに記載されていませんと私は思っています。ですから、歌う歌わないは自由なのですが、少なくとも歌うか歌わないかの判断をできない世代には指導要綱の中でちゃんとしなさいとなっているのであれば、私はさせるべきだと、こういうふうに思っていますけれども、実際に今の生徒がなぜ歌わないのか、覚えているのだけれども、歌わないのか、あるいは覚えていないのかと、この2つから歌わない要素がわかると思うのです。これについていかがですか。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 学校における国歌の指導については、ご指摘のように、文部科学省による学習指導要領において小学校では音楽において歌えるように指導すると規定されておりますし、中学校においても特別活動において国歌について指導するよう定めているところです。本市においても、それを受けて各学校において児童生徒に対しての指導を行っておりますし、また式の前には歌えるように全体練習というのをやっているところです。ただ、国歌というのは、やはり国を代表する歌ですから、それなりの荘厳さというか、ありがたみというか、大きなものがありますので、国を代表するようなイベントなどで歌うという雰囲気がありますので、やはり校歌とかそこら辺の流行歌のようにそこら辺でのべつ幕なし歌うような、そういった雰囲気ではありませんし、ですから子供たちにもそういったものが小さいころから意識するしないにかかわらずあるのかなという思いは私はあります。ですから、校歌

とはやはり違うということです。荘厳さとか威厳というものがありますから、国歌、国を挙げたイベントで歌われる、やはりオリンピックであったりとか、ボクシングの世界戦だとか、そういったもので昔からあるものですから、それが今まだ連綿と続いているものがあるのかなと思います。ただ、社会的にも最近では国歌を斉唱する場というのは年々ふえております。同時に、これがやはり徐々に子供に対しても国歌に対して自発的に敬愛の対象となるような環境が整いつつあると私は思っておりますので、同時に我々の学校での学習指導要領にのっとった指導ということを行いながら進めていけばと思っておりますが、議員ご指摘のとおり、国歌についてまず知っているか知っていないか、知っていて歌わないのか、知らずに歌えないのかということは、これは大きいものですから、やっぱり日本国民としてまず最初に知ることが必要でありますので、学習指導要領にのっとって市教委といたしましても適切に対応して各活動に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解と、またご支援をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。現状の状態見ると、やっぱり違和感が非常にあります。父兄も歌わないし、だから子供も歌いづらいのだということは決して否定はしませんけれども、国歌とは一体何ぞやという話になると、また大げさになりますけれども、少なくとも学習指導要領で教えて歌わずようにしなさいと。であれば、覚えていないのなら覚えるように教えなければならぬし、覚えているのに歌わないのであれば、歌わせるように言うべきでないかと思っておりますけれども、教育委員会のトップである教育長の考え方、この国歌に対する考え方、もしあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 国旗、国歌の問題についてでありますけれども、この問題についての基本的

な教育委員会としての考え方というのは少なくともだれかに強制されて、そして実施すべきものではないということが1つでありますし、憲法19条の規定にもありますし、また内心の自由というふうなものもありますから、あくまでも基本的な考え方としてはそういったものを押さえながら種々対応をしているということでもあります。特に最近の道教委の一定のこの問題に対する考え方もあります、私としては市内の関係する団体と長年にわたってこの問題について合意を得るための話し合い等をずっと続けてきています。多くの時間を有しました結果、現在は国旗の掲揚、それから国歌の斉唱、それから教職員の国歌斉唱時の起立の問題、教職員だけでなく児童生徒も含めて起立の問題等については赤平においては一切混乱なく実施をされています。議員ご指摘のように、例えばこの問題についての斉唱時に児童生徒の声が小さいのではないかというふうなことの指摘でありますけれども、この部分については今課長の答弁もありましたが、現行学習指導要領についての指導に要する時間等については、この問題についてすべての学校で取り組まれているというふうに思いますし、本市にあっては式練習の際、これは全体練習をその式の前に行っていきますが、これについては特にここ何年かの、二、三年ですか、の中では管理職による指導等についても可能というふうな取り組みもしています。そういった中で私どもとしては国歌を歌えるように指導するのは、これは学習指導要領に書かれていますから、これは当然のことですけれども、そのことと実際に子供たちが大きな声で歌っているのかどうか、声の大きさの問題だというふうに思いますが、これについては結果として声が小さいというふうなことがあれば、それはどうしてなのかという部分については十分にその結果を分析しながら次の指導の充実に向けていきたいというふうに考えているのが教育委員会としての基本的な考え方であるということでございます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとう

ございます。国歌については、大阪の橋下市長はかなり強烈的な対応をとっておりますけれども、私はそこまで言う気はありませんが、いわゆる強制されないと、歌うことについては強制されないということも私も十分にそれは理解しています。内心の自由も理解しています。しかし、小学校の低学年や小学生に内心の自由を判断させるほど成長しているのかと。なぜ私がこれ気になるのかということ、校歌については非常に元気よく、この校歌を元気に歌うということはどういうことなのかと、愛校心なのかと、自分たちの通っている学校を誇りに思うから歌うのかと。それと、国歌をなぜ歌わないのかと、なぜ声が小さいのかと、この辺のギャップがどうも理解できないと。これは、今教育長さんおっしゃるように、大人の世界では混乱がないというけれども、ちゃんと教えなければ子供は歌いませんと私は思います。声が小さいなんていうことは申しません。ほとんど歌っていないです、あれは。そういう意味でやはり学習指導要領の中にうたわれているように、歌えるように教えなさいとなっているのです。これ決して間違っていないです。指導要領は、歌えるように指導しなさいと、これに間違いはないはずで、ですから、私は、できれば子供たちが、生徒が国歌を歌う場面で校歌と同じような気持ちで歌っていただければ、そのような指導と取り組みをしていただければいいかなと、このように思ってこの問題を取り上げさせてもらいました。決して内心の自由を侵すだとか、強制するよなんていう話は全くありません。ただ、先ほどの答弁聞いていますと、言いわけというか、何か自分たちを守るためにつくられた答弁で、何となく私も違和感を感じています。ですから、はっきり言ってこの学習指導要領に従って生徒の指導をしていただければ結構だと思います。これから学校に向かう機会もあろうかと思しますので、ぜひそういった取り組みを期待して私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序2、1、地域協働のまちづくりについて、2、町内会館運営の今後の

あり方について、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

大綱1、地域協働のまちづくりについて、①、連合町内会形成の必要性について4点ほど細かく質問したいと思います。ア、高齢化に対応する単一町内会の限界について。国全体が高齢化社会に突入している現在、当市の人口も5月末で1万2,176人、高齢化率も39.4%となり、1万2,000人を割るのも時間の問題かと思われまます。現在当市に7ブロック、41町内会が存在しますが、どこの地区も高齢化が進み、役員のなり手が少なくなり、場合によっては役員がいなく、単一町内会の維持存続も難しくなっている状況の地区も一部ございます。そのような地区は、近い将来近隣町内会との統廃合も余儀なくされることと思われまます。本当に若い役員はまれに見るところであります。このようなことから5年、10年先にはさらに深刻になり、小さな町内会には組織の維持存続がますます難しくなることであらましよう。今から限界に来てるところもあるわけございまます。長い歴史の中で町内において住民がお互いに助け合い、きずなを深めてきた町内会組織を今ここで崩壊させるわけにはいかないと思いまます。互いに役員の人選を容易にするためにも、地域の町内会同士が協議しながら連合町内会を形成するときに来ておると思いまます。現在平岸地区には早くから連合町内会が存在し、住友福栄地区には数年前に各アパートごとの自治会から成る連合町内会が設立されまました。私は、連合町内会形成の必要性を感じておるまますが、行政として今後町内会組織をどう考え、また対処していくのかお伺いいたしまます。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 本年5月現在の65歳以上の人口が4,795人となり、総人口の39.4%を占めておるまます。また、国全体としては2050年に高齢者比率が4割になると言われておるまますが、本市におきまましては本年中に超える可能性がございまます。

市内には41の町内会がありますが、どこの町内会も世帯数の減少や役員等の担い手がない、こういったことなどで大変苦勞されているのが実情でございままして、さらに今後ますます地域主権の推進によりまして地域が果たすべき役割や責任が重くなつてまいますので、小規模な町内会がみずから地域を支え続けることは非常に厳しいというふうにお考えているところでありまます。平成18年度に小学校単位による町内会長の代表者6名と町内会の統合等について協議した際に、歴史的背景等が課題となつて結果的に前に進むことができず、平成19年度には町内会組織等に関するアンケートを行った経過もございまますが、将来に向けて改めて統合連合町内会、地区連合町内会の可能性について考える必要があると思っております。ただし、あくまでも町内会は自主組織でありまますので、行政主導といった形はなかなかとれまませんが、きっかけづくりや調整役としての機能を果たしてまいたいと思いまますので、ご理解賜りまますようお願い申し上げまます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で一定程度理解いたしまました。

イ、小中学校再編に伴う今後の地域支援のあり方についてであります。人口減少対策は、大きな課題でありまますが、中でも子供たちの人口減少は当市の将来に大きく影響いたしまます。昨年6月、学校教育条件整備審議会により答申が出され、それに伴う適正配置計画のもと、学区の再編成が行われることになりました。平成26年4月から平岸、茂尻、住友小学校が統廃合にて1校となり、28年からは赤平中学校と中央中学校が統合され、将来的には小学校が2校、中学校が1校となるわけでありまます。スクールバスによる通学区の拡大に伴い、今まで培われてきた地域と子供たちのかかわりが薄れることになりまます。今までは学校周辺地域を中心に、また町内会単位であいさつや声かけ等を通し、しつけや見守りなど、場合によっては共稼ぎの親がわりをするなど、地域ぐるみの子育て支援で町内の子供たちをはぐく

んできました。学区の再編に伴い、これからも事故や犯罪から子供たちを守るためにも広域で支援できる体制づくりが必要になってまいります。そのためにも、ブロック単位を中心とした連合町内会づくりを推進することが必要になってくるのではないのでしょうか。子供たちへの子育て支援だけではなく、安全、安心のためにも広域の支援体制づくりについてまちづくりの観点から行政の考え方を伺いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 今後小中学校の再編が進められることとなりますが、教育委員会や学校自身も学校と地域とのかかわりをいかに継続していくか考える必要があるかと思っております。また、地域といたしましても育成会や町内会等の行事などを通じて子供をはぐくみ、見守るための取り組みを継続していただくことが大切ではないかと思っております。地域が違っていても同じ学校で教育を受けている子供たちでありますので、地域間で連携を図りながら、例えば先ほども議員がおっしゃられたようなあいさつ運動など、同じテーマや目的を持った取り組みが実現できればというふうに思っております。特に共働き家庭の増加によりまして、学校が終わり親が帰宅するまでの間どうしても子供しかいない時間帯もあります。さらに、児童虐待など社会変化によって問題が多様化しており、こうしたことにいち早く気づき対処できるのは地域住民の方々でありますので、町内会が担う役割は非常に大きく、町内会の連携強化や組織、体制づくりを進めていく必要があると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 内容について答弁理解いたすところでございます。

ウ、自立する障害者増への地域支援についてであります。障害者自立支援法がスタートし、障害者の生活基盤や範囲が大きく変わりました。施設に依存した生活から自立生活へということになり、多くの

身体障害者や知的障害者が一般社会に溶け込み、仕事や生活面でこれからもますます地域の中での活動範囲に広がりが出てまいります。最近では散歩や買い物等で町なかに障害者の姿が多く見受けられるようになってまいりましたが、それに伴い障害者に対して地域でのいろんな面での支援が欠かせなくなるのではないのでしょうか。犯罪や自動車事故など、特に知的障害者への見守り、協力、支援は大切であります。障害者との共生において単一町内会だけではなく、周辺町内会での広範囲な見守りが必要になってくるのではないのでしょうか。福祉としてではなく、まちづくりの観点から行政としての考え方があればお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するというものでございますが、特に地域生活の観点から申し上げますと、障害を持った方々が主体性や自立性を持って生活できる地域環境づくりを進めるためには、行政だけでは限界もございまして、町内会との連携が不可欠なものとなります。しかし、日常的には若年層の方々は仕事をされていて協力を得るものなかなか難しく、元気な高齢者が中心となって支援を必要とされる方々を支えざるを得ないというのが実情ではないかと思っております。今後ますます自立支援法に沿って地域で暮らす障害者の方々がふえていくと予想されますので、基本的には障害者自身の自立性を持った生活を尊重しつつも、町内会や地域に暮らす住民の方々とのかかわりや支援が必要になってまいりますし、特に小規模な町内会にとりましては支援体制を確立するため他町内会との連携を強化することが大事なことではないかと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 答弁について理解いたすところでございます。

次、エ、周辺自治体における連合町内会形成の状況についてであります。現在滝川市や芦別市など周

辺自治体におきましても、連合町内会が形成されているかに伝え聞いておりますが、その必要性や地域住民の意思の高まりからだろうと、このことについては推察されるところでございますけれども、地域の事情や設立に至ります経過等も含めまして、もし行政側で情報を把握しているとすれば、お聞かせいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 中空知5市5町における連合町内会の設立状況につきましては、4市3町が設立済みで、2町と赤平市が設立されていない状況でございます。また、隣接する町内会で組織する本市でいえば平岸地区連合町内会のような地域連合町内会につきましては、1市3町が設立しております。それぞれ他市町が連合町内会等を設立した理由は、世帯数の減少、高齢化、役員の担い手不足等の共通課題を抱えていたことや情報交換、住民同士の親睦、各種行事参加者の拡大、まちづくりに関する行政への提言や地域要望などを行うため設立をされております。本市におきましても、各町内会がそれぞれ多くの課題を抱えておりまして、他市町と同様な取り組みを考える時期に来ているのではないかと考えております。また、行政と町内会との関係で申し上げますと、その地域に限定した要望を行政が受けて対応の是非を判断するといった内容であったことや町内会の数が多いためになかなか個別に懇談の場を設けることが厳しいという課題がございます。仮に連合町内会を設立することができれば、他町内会の情報が得られたり、地域事情に詳しい皆様同士がまちづくり全体に対しての議論を交わすことができる、当然行政との懇談の場も複数回設けることも可能になるなどの利点があるのではないかと考えております。こうした中、本年度は本市の社会福祉協議会において地域の将来を見据え、連合町内会の結成の必要性について協議されることになっておりますので、行政とは違った立場から大いに議論されるのではないかと期待するところでありますし、

必要があれば行政からも同席をさせていただき、一緒に話し合ってもらいたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 情報についてどうもありがとうございました。ただいまの3点にわたる一連の答弁を通しまして、連合町内会形成についての行政の考え方につきましては多くの点でその必要性や役割を認めているということを私としては認識したところでございます。今平岸地区のお話がありましたけれども、既に設立されております平岸地区におきましても地域の声として運動会やお祭り、お盆等のイベントを通じて地域のきずなを深めたり、連合町内会を通しての地域要望も今まで上げてきているということから、この体制は維持していきたいと、このような声が寄せられております。連合町内会設立の必要性ということについて、またその役割についてもそれぞれの単一町内会の役員の皆さん方についても理解しているわけでございますけれども、しかしながらさて設立するということになると、やはり今言われました町内会の生い立ちという歴史もございます。それから、各町内会のエゴという部分も出てきまして非常に難しい、設立に当たっては難しいことだと、このように理解しているところでございます。ただいま答弁にございましたように、幸いにして当市の社会福祉協議会、これが地域の将来を心配して連合町内会づくりに取りかかっているということでございますが、私もそれには賛成の方向でできるだけの協力をさせていただきたいと思っておりますが、行政からの側面的支援も必要だと、今一緒に入って取り組んでもいいよと、そういう答弁もいただきましたが、そういうことも必要になってくるかと思えます。

そこで、連合町内会設立に当たって行政の立場からもう少し具体的なものがありましたらお聞かせいただきたいと思いますと思っております。ただいまの答弁に近隣5市5町のうち4市3町がもう既に設立済みということでございますけれども、設立に至るまでの事

情や経過といえますか、そういうところがもし今までの中で調査、分析というところまで進んでおりましたら、それらも含めて行政と町内会とのかかわり、非常に微妙なところだと思いますけれども、これについて再度考え方があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 先ほども申し上げましたが、本市に限らず小規模市町村は人口並びに世帯数の減少、そして少子高齢化の進行によりまして単一町内会としての活動にも限界があるというのが実情でございます。本市においても実際に世帯数の減少や役員の担い手不足、さらに町内会館等の運営問題からご相談を受けるケースも数件ございまして、その際には地区連合町内会や合併、町内会館の共同利用など、将来の町内会のあり方について地域の皆さんで相談してはいかがでしょうかとお話をさせていただいたケースもございしますが、歴史的背景や町内会長等がみずからの代に町内会の名をなくすというようなことを避けたいという思いが強いこと、また隣町同士のかかわりが薄い、こうしたことを課題に挙げられております。そうした中、地域環境を守り続けるには、福祉的要素や課題が多いため中空知管内で連合町内会を設立する主導的役割は社会福祉協議会、あるいは行政が担ったようでございますが、そのときの町内会長を中心とした役員の決断も重要であったとお聞きをいたしております。行政といたしましては、連合町内会や地区連合町内会の必要性を十分認識しておりますので、何とかきっかけをつくりたいと考えておりますが、自主組織であるがゆえになかなか前に進まないというのが現状でございますが、先ほど申し上げましたこのたび社会福祉協議会において連合町内会の必要性について議論されるということは、行政の立場とは全く違った形で対等に議論しやすい環境がつけられると思っておりますので、率直にお考えを述べ合った上で各町内会として将来を見据えてご判断をいただければというふうに思います。現段階としては、こうした動き

に期待しておりますし、先ほども申し上げたように、必要に応じて行政としても協力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま詳しく適切なるご答弁いただきました。本当にありがとうございます。私も連合町内会、これについては賛成していきたいと思っておりますし、この役づくりに一役買っていきたいなど、そんなことも考えております。今後の私どもの議論にただいまのご答弁を役立たせていただきたいと思います。ありがとうございました。

次、②、地域協働のまちづくりと連合町内会の役割についてであります。現在特徴ある地域協働のまちづくりが全国的に展開されておりますが、本市においても駅裏開発や炭鉱遺産、エルム高原を含めた観光ルートの開発等が想定されておまして、民間中心の発想を取り入れたまちづくりとして今後に期待と注目を集めております。住みよいまちづくりは、市民と行政が一体とならなければ実現しないと思っておりますが、市民からの意欲や活力の盛り上がりが大きいくウェートを占めることでより一層まちづくりに効果が出ると思われまます。これからも市民の皆様方より前向きな取り組みに期待するところでございます。みずからが考え、行動する協働のまちづくりにおきまして各団体や個人、各地域から生活面での知恵や工夫、発想の転換など、豊富な情報発信が必要であり、その中で7ブロックから成る連合町内会の役割のウェートは大きいと思われまます。また、市民の代表として行政に直結している私たち市議会議員は、10名となった今、地域の問題解決において連合町内会の存在と機能はこれからのまちづくりに大きく貢献すると思われまますし、その必要性は大であります。最終的には市老人クラブ連合会のような全市的組織に発展し、市民サイドにおける将来の大きなかじ取り役に成長することを願っておりますが、地域協働のまちづくりにおいて連合町内会の必要性や

役割、位置づけ等への行政としての考え方があればお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 昔は近所に住む方々がお互いに声をかけ合い、助け合って暮らしておりましたが、核家族化の進行、そして共働き家庭の増加などによりまして、近所づき合いがどちらかというと薄れてしまい、もう一度人間らしい共助の心を持って暮らせる社会をつくろうというのが協働のまちづくりでございます。また、行政主導の時代は終わって市民と行政が対等な立場でまちづくりを進めていこうというのも協働の形でございます。地域事情に最も詳しいのは、やはりそこに住む住民の皆様でありますので、特に日常生活の中での課題は町内会の方が行政より精通している部分も多々ございますので、そうした課題の取りまとめ、解決する手法がないのか、行政に要望すべきか等、全市的視野から課題を整理することが連合町内会としての大きな役割ではないかと思っております。いずれにいたしましても、先ほど申しあげましたように、社会福祉協議会での協議が行われておりますので、その結果として仮に連合町内会が設立されるならば、赤平市にふさわしい連合町内会の形と役割等がその会として定められるものだと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ありがとうございます。前段の質問の答弁も含めまして理解しておりますので、ここについての再質問はございません。

③、新しいまちづくりと行政の役割について、ここでは2点ほど質問させていただきます。まず、1点目は、市民の目線での行政のあり方についてであります。市長は、就任以来まちづくりは主人公は市民である、みずからのまちはみずからでつくると言い続けておりますが、平成24年度の市長市政執行方針の中に行政も一市民であるとの目線に立ち、情報を提供し、共有し合い、お互いに理解を深めながら、

おのおのが持つ役割や協働で行うべき事項を明らかにすることで自己責任と支え合い、協力し合える調和のとれた社会の実現につなげていくとしております。恐らく当市の市政執行において一市民の目線での行政執行をうたった市政執行者は、初めてではないかと評価しているところでございます。このことは、広報に市政執行方針が掲載されて以来、私のもとにも好感を持っての意見が何点か寄せられております。市民の目線での行政とは、実践段階においてどのような形で市民にこたえていくのかということでもあります。現在市民の声を幅広く、またより多く聞くために年2回も住民懇談会を開催しておりますが、よりよいまちづくりのための一環であると私なりに認識しております。管理職も含め大変な努力をされておりますが、これらの苦労を今後のまちづくりにおいて行政としてどう活用していくのか、またそのほかにも考え方があればお伺いいたします。

2点目についてであります。行政一体の新しいまちづくりへの支援という観点からお伺いいたします。平成18年度から23年度までは、当市始まって以来の財政危機に見舞われましたが、何とか財政健全化計画が軌道に乗り、23年度末には4年も前倒しして当市の健全化が達成されました。財政危機の間に中止寸前にまで追い込まれた当市最大のイベントであります火まつりが、市民有志の力により何とか存続させることができました。また、手づくりによる初めての市民映画も作成され、大変な評価を受けたところでございます。そして、市民団体によるプロレス公演にも元気や勇気をもらいましたし、去年は市民の義援金による10年ぶりの花火大会も再現し、好評でありました。これらは、市民のやる気、元気の最たるもので、財政難のどん底の中から市民の貴重な宝物が発掘されたわけでございます。そういう意味では、市民のやる気、元気をもとに平成24年度は財政健全化後の新たなスタートの年として心新たに新しいまちづくりを目指していく年ではないかと思うところでございます。まちづくりは、市民と行政が一体となって知恵を出し合い、創意工夫を重ね

てよりよいものができ上がるわけでございますけれども、そういう中で市長の言われる市民の目線という精神がこのまちづくりの中にどのように生かされ、実践に移されていくのかということでもあります。私は、市長の市民に対する思いを職員全体が一体となって受けとめ、行動することが本当の意味での市民の目線での行政のあり方であると思っておりますし、それを徹底させることが新しいまちづくりへの本当の意味での支援であると思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 市長は、就任以来まちづくりの主人公は市民である、みずからのまちはみずからつくる、これを基本姿勢としており、職員も同様の認識のもと公務に当たっているところがあります。市民目線に立つ、近づくということは住民の考え方を知る必要がありますし、行政の考え方を住民に知っていただく、いわゆる情報共有が原点であるというふうに考えております。そのため、ご承知のとおり、近年ではこんばんは市長室、みんなの掲示板、定期的住民懇談会、ことしの予算の使い方のほか、各種計画策定や施策の展開に当たりましても市民参加を得るなど、お互いに理解し合い、話し合える場づくりに努めているところであります。まだまだ不十分な点はあるかもしれませんが、地域主権による住民参画機会や役割等も拡大されていく中、傾聴と言われますように、心を持って市民の声に耳を傾け、話しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。また、行政内部といたしましても、昨年はホットにもっと市長と対話しようといった企画の中で市長と係長以下の職員が昼食をとりながら懇談をしたり、また全職員を対象に職員提案を実施するなど、課題に対する共通認識や新しい考え方を生かすよう取り組んでおり、市民目線の考え方を持つという点においても認識が深まっているものと思っております。さらに、強制ではございませんが、職員自身もプライベートの中でまちづくりや地域文化、スポーツ等の活動に積極的に参加いただくこと

で一市民同士としての対話が成り立ち、情報共有などにつながるのではないかと考えております。

また、行政一体の新しいまちづくりの支援についてでございますけれども、先ほど申し上げましたが、まちづくりの主人公は市民である、みずからのまちはみずからつくるといった姿勢からまちづくりを推進するため、まちづくり活動団体を応援するためのまちづくり・人づくり事業補助金、まちづくり活動推進事業補助金、町内会活動を応援するための地域コミュニティ活動推進事業補助金、そして本年度は企業を応援するためのチャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金、企業振興促進条例の改正など、まち全体の活力の底上げを図るためさまざまな助成事業を実施させていただいております。地域主権の時代を迎え、今や行政主導の時代は終わったと言えるのではないかと考えております。市民自身やその地域に暮らす皆様自身が知恵や発想をもってまちづくり活動を展開していただくことが非常に大切でありまして、行政の役割はこうした頑張る市民や企業の皆手をサポートする、あるいは意識啓発を含めたきっかけづくりや人材を育てていくことではないかと考えております。また、昨年度から産業振興、少子化対策、住環境整備の3つの重点プロジェクトチームを設置しておりますので、この中でも職員が一体となって知恵を出し合い、第5次赤平市総合計画の推進に当たってまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 どうもありがとうございました。いずれにいたしましても、行政と市民団体、そして市民総意の知恵と工夫で今後の新しいまちづくりに汗をかいていくわけでございますけれども、特に市民の目線での行政という意味では、市長のモットーとしております精神が職員全体に浸透し、実践されなければということでもあります。その精神が市長の任期中最後まで実践されますことに、今後のご指導をよろしく願いますところでございます。

続きまして、大綱2、町内会館運営の今後のあり方について、①、高齢化に伴う会館存続の必要性について。各地域に存在する町内会館は、町内会だけではなく、老人クラブの皆さんにとっても大変重要な意義と役割を持っております。私は、自分の将来像も含めて元気で長生き、常にピンピンコロリを理想として地域の人たちと話し合い、行政に高齢化対策をお願いしてまいりました。町内会館は、町内会や老人クラブの各種行事の場であり、社交の場でもあり、会館を通して地域のきずなを深めてきた場所でもあります。先週の日曜日、私の住む町内の会館清掃に30人を超える人たちが集まり、男女それぞれ手分けして会館内の清掃、周辺の草刈り、子供たちの遊び場ともなる池の清掃、隣接する公園の清掃等を行いました。冬の屋根の雪おろしも当然の行事であります。昨年は、会館周辺に桜の木を有志による自費で数本植えました。今後は会館の修繕にも自分たちでできることは自分たちでやろうとの話も出ております。このように町内会館を大切に思う気持ちから、多くの人たちが集まってきたわけでございますし、このことはどこの町内でも会館に対する思いは同じであり、今後も会館存続の必要性は大だと思っております。しかし、人口減と老朽化に伴い、現在ではその数も減りつつあります。今後現存する各町内会館に対し行政はどう対処していくのか、将来的な考え方があればお伺いいたします。お願いします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 本年5月末現在の本市の65歳以上の人口が4,795人、人口に占める割合は39.4%となっております。今後ますます介護予防や高齢者の見守り方法などが大きな課題となってくるのが予想されます。地域内における高齢者対策としては、特に町内会など近隣住民の協力による活動が効果も大きく、平岸地区におきましては町内会、民生委員、病院、商店などが連携をしまして先進的に取り組み、成果を上げていただいております。高齢化の進行に伴い、より身近な地域に住民が集える町内会館があることは理想ではありますが、

施設そのものの老朽化が進み、さらに人口減少が続く中、今後も現有の施設数を維持し続けることは困難であるというふうに考えております。このため、複数町内会で共同利用できる町内会館のあり方につきまして、時期を見て地域の皆様と協議をしてみなければならぬというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君） [登壇] ありがとうございます。必要性を認めながらも、これから先ちょっと厳しいような話になってくるのかなと、そんなふうにもちょっととれました。

②、財政難の会館運営と行政の考え方について。町内会館は、その名のとおりに、かつてはほとんどの町内が保有しておりました。しかし、今将来への会館の維持存続に頭を痛めている町内会がほとんどではないでしょうか。民間による葬斎場の地方への進出により、当市においても町内会館の大切な役割の一つである葬儀回数が減るとともに、唯一の収入源が閉ざされたわけでございます。したがって、財政難となり、各町内会での会館運営が維持存続できなくなりつつあります。このことから活動の場を失い、将来的には老人クラブの解散にもつながりかねない状況が発生してまいります。お年寄りの健康維持のためにも、老人クラブの活動は今後ますます必要になってまいります。会館運営がスムーズにいくことが望ましいわけですが、今後会館の運営維持存続にどう対応していくのか、また会館の統廃合等も含めてどうするのか、行政の考え方があればお伺いいたします。前半で少しそういう話が出てきたと思いますけれども、改めましてお伺いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 町内会につきましては、世帯数の減少や町内会館の利用者の減少などによりまして厳しい運営状況になっていることは十分認識をいたしております。そのため、地域活動が停滞しないように平成23年度からは地域コミュニテ

イ推進事業補助金を創設し、また平成22年度には町内会が管理する防犯灯を省エネ灯に取りかえる費用を全額助成するなど、側面的ではありますが、地域に対する支援を行わせていただいております。町内会館等につきましては、平成23年度から27年度までの5年間の指定管理者として町内会との契約を締結しておりますので、基本的にはこの契約に基づいて管理運営を行っていただくこととなります。さきに開催された町内会長会議の中でも申し上げさせていただきましたが、町内会館の運営が厳しいために仮に委託料等のお話になりますと、生活館、集会場、地域コミュニティセンター、老人クラブの30施設のすべてに費用負担が発生することや施設が老朽化しているために修繕費用が相当必要になってくることから、世帯数の減少に見合った施設数の縮小を検討してまいらなければならないと考えております。既に町内会館等の運営に当たりましては、懸命に努力されているところではございますが、少しでも身近な場所に施設を存続するためにもさらなるご理解、ご協力を賜りたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ありがとうございます。施設の縮小傾向につきましては、人口減に伴い、やむを得ないという事情にもあります。町内会館の存続に欠かせないのは、地域の話し合いでありまして、ブロック単位での連合町内会を設立することが早道なのかもしれません。今後の各町内での大きなこれは課題になるかと思っております。今後会館の維持存続の必要性に基づきまして、地域の自立性を第一としながらも、しかし財政的には行政の後押しが絶対的に必要であります。財政的な配慮も含めまして、市民の目線で今後のご指導をよろしく願いするところではございますけれども、最後に再度考え方があれば、もう少し突っ込んだ答弁がいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 現在の町内会館等

につきましては、昭和50年代半ばから昭和60年代前半に建てられた施設が非常に多く、本市の人口や世帯数も今の倍以上でありまして、人口減少イコール利用者が大幅に減っており、また税収等の減少によって財政規模も縮小していき中、町内会館等の30施設に対して管理運営費の委託料や大規模改修費用をかけていくことは困難であると考えております。しかし、一方では、先ほど申し上げましたが、より身近な場所に町内会館等の集える施設が継続できることは地域の方にとりましては望ましいわけございまして、先ほど申し上げましたように、さらなるご理解やご協力をお願いしたいと思います。いずれにいたしましても、今後施設集約を図っていく場合は、住民懇談会並びに町内会長会議など地域の皆様との話し合いの場を通じてしっかりと議論をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で一定程度の理解はいたしました。私も地域といろいろ話し合いしながら、これからまたどこかの時点で質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして私の質問をすべて終わります。適切なご答弁どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序3、1、広域行政について、2、各学校の施設整備について、3、空き家対策について、議席番号7番、太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

大綱1、広域行政について、①、新ごみ処理施設の工事進捗状況について。歌志内市に建設中のごみ処理施設の工事の進捗状況について、現段階でどの程度工事が進んでいるのか、また予定されている工期に完成するのでしょうか。完成したと同時にフル稼働するのでしょうか。通常はならし運転で数カ月かかるとは思いますが、そのような説明は受けていないのでしょうか。さらに、受け入れ廃棄物については、

平均1日当たりどれくらいの量を想定しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） お答え申し上げます。

株式会社エコバレー歌志内が平成25年3月をもって撤退することが決定したことに伴い、同社に可燃ごみを搬入している5市9町が平成22年2月2日、中・北空知廃棄物処理広域連合を組織いたしまして、後継施設の建設計画を立ち上げ、平成23年5月から建設工事に着手いたしております。

ご質問の進捗状況につきましては、同連合の諸会議や建設工事日より等で逐一報告が来ておりますが、すべて順調に進んでおり、平成25年3月、竣工予定となっております。また、建設工事は、平成25年4月からの稼働開始に合わせて進められておりますが、議員ご指摘の試験搬入につきましては1月から行う予定で進めているとの連絡を受けております。受け入れ量についてでございますが、42.5トンの炉を2系統持っておりますので、1日の処理量は85トンとなっております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 前は結構機械にトラブルがあったと思いますが、今後機械の運転に関しては従前のようなことがないように機械の休みも含めどのような考えでいるのか、またこのたびの機械の性能、耐久性などを含め簡単に説明願います。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 機械性能等についてでございますが、新施設はエコバレーとは異なった焼却炉方式、ストーカー炉方式と申しますけれども、を採用しております。特徴といたしましては、燃焼が緩やかで長い時間がかかるものの、安定燃焼しやすいという利点を持っており、国内では圧倒的なシェアを持つ焼却炉方式となっております。また、現在のように焼却炉投入前に可燃ごみを破碎する工

程がございません。したがって、金属塊などの異物混入により破碎機が故障することで処理が滞る、あるいはとまるといったことは起こらないと考えております。しかし、適正な分別は市民の皆さんの責務でございますので、今後ごみ出しのルールやマナー、そして分別についてご協力をお願いいたします。現在稼働しておりますエコバレーは、82.5トンの2系統ですので、1日の処理量が165トンとなっておりますけれども、ご承知のように、産業廃棄物の処理施設として開業いたしております。今般の新施設につきましては、5市9町の一般廃のみの処理施設として設計しているため、日量85トンの処理となっております、その意味で処理量に余力はないものでございます。運転につきましては、エコバレーと同様に2系稼働し、点検時には1系ずつ交代で休ませます。また、この時期において仮に処理ができず、可燃ごみが残った場合はピットに保管をして対応いたします。なお、施設の耐用ですが、15年の想定となっておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 おおむね理解しました。新しい施設での廃棄物受け入れに関しては、これ以上は受け入れ不可能だということも感じました。前回はこの機械のトラブルに関しては苦勞されてきたと思います。このたびは前回の苦勞された部分も含め、新しい施設引き取りまであと半年余りあります。技術面や施工面、不備な点などメーカー側に十分要求するものは要求して新しい施設の引き取りをお願いします。この件については、以上であります。

②、火葬場についてお伺いいたします。火葬場につきましては、数年前に私が一般質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。赤平市では、平成16年に火葬場を閉鎖して同年7月から中空知衛生施設組合の火葬事務に加入しておりますが、滝の川斎苑の火葬件数を調べたところ、1市2町、滝川市、新十津川、雨竜町等で約600件以上であり、

ここに赤平市が加わっていることから年間800件以上の受け入れとなっております。したがって、葬儀が重なり、お互いに時間をやりくりしながら使用しているのが現状だと思います。ところで、現在の火葬場は、昭和51年の建設で30年を超えております。隣の芦別市も平成元年の建設で23年以上経過して老朽化してきており、一番新しい砂川市の火葬場も平成7年に建設され、16年以上たっております。しかし、歌志内市や上砂川町、赤平市にも現在火葬場はありません。この数年間で火葬場が炉の修理等で受け入れ人数が制限された場合、一番新しい砂川市の火葬場を使用させていただくとしても、将来大変なことだろうと思います。市民の声の中にゴミ焼却を歌志内中心に広域圏で進めて、今再度建設稼働間近ですが、火葬場についてもそのような状況になる前に広域圏で考えることができないかとの声もあります。このことについて広域圏の中でどのような話が出ているのか、また話し合いがなされているのかお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 火葬場についてお答え申し上げます。

施設の広域化の件でございますが、現在の火葬場は通常の耐用年である20年をはるかに超えた36年目を迎えておりました、火葬炉こそ計画的に補修を行っておりますものの、ロビーや待合室など建物自体の著しい老朽化は事実であります。件数につきましても、ただいま議員からお話がございましたが、平成16年7月に赤平市が中空知衛生施設組合の火葬事務に加入したことで年間200件の業務がふえております。ご参考までに平成23年度の火葬件数について申し上げますと、滝川市が491件、赤平市が210件、新十津川町が79件、雨竜町が44件、構成市町外として23件の計847件となっております。このようなことから、中空知衛生施設組合においても改築等の必要性については認識をいたしておりました、当市も同様に考えているところでございます。火葬場につきまして今のところ具体的に話は出てございません

が、方向性が出てまいりましたら、検討していただければならないと考えております。ちなみに、新設するとなれば、建設費用の問題、場所の問題、火葬事務の枠組みの問題等が出てくると考えます。なお、中空知広域市町村圏組合での対応についてでございますが、火葬場の件につきましては同組合の中空知地域広域連携研究会における検討項目としては挙がっておりません。

以上、火葬場の現状と今後の考え方等について申し上げます。ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 ただいま構成市町外が23件と申しましたけれども、これは参考までにどこの市町村なのでしょう。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 申し上げます。

道外が1件、ちなみにこれは滝川市さん受けで長野県ということでございますが、そのほかに稚内市、留萌市、北見市、石狩市、旭川市、砂川市、遠別町、秩父別町が各1件、帯広市、江別市、岩見沢市、芦別市、名寄市が各2件、札幌市が4件の以上23件でございます。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 ありがとうございます。火葬場につきましては、数年前に隣の芦別市と事務レベルで話があったと伺っておりますが、その後の話の進捗状況などお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） ただいまの芦別市のお話につきましては、具体的なことが出ておりません。しかし、芦別市を含め近隣の施設も老朽化しておりますので、今後新設するとなれば、現在の2市2町、滝川、赤平、新十津川、雨竜ですけれども、そのほかに中空知衛生施設組合を構成する芦別市を含めた3市2町での枠も考えられますし、議員ご指摘のとおり、さらなる広域化も想定はできます。繰り返しになりますが、この件につきましては現施設の今後につきまして方向性が整いましたら、

広域の枠組みを含め、改めて検討していく所存でございますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕わかりました。あくまでもこれは中空知衛生施設組合との連携の中、今後とも対応よろしく願います。

それでは、大綱2、各学校の施設整備について伺います。①、②につきましては関連がありますので、一括質問させていただきます。今月2日、赤間小学校の運動会に出席させていただきましたが、父兄の皆さんに開放されている生徒のトイレがありますが、和式のために足が曲がらず、用を足せずに家まで行くという人もおりました。また、手すりがないため、女性同士手をとり、支え合って用を足すといった場面もあり、たまたまそこに居合わせた私も腰かけ便器にしていただけないか、もしくは職員トイレが腰かけ便器に完備されているなら、案内の張り紙をして使用させるなどの方法はないのでしょうかとの相談を受け、昨年もトイレに来ると足が痛く、運動会を途中で見るのをやめて帰ったとのことであり、まだ孫が3年生なので、これから先もあるので、何とかならないかとのことでありました。学校のトイレは、あくまでも生徒たちのためにあるというのわかりますが、学校は運動会に限らず、地域参観日などの行事もあり、さらに災害のときには避難所として高齢者を初め車いすなど体に障害のある人や社会的弱者と言われている多くの市民の皆さんが集まってくる公共施設としての学校でもあります。1階に洋式トイレやバリアフリー化が必要だと思いますが、いかがなものでしょうか、ご答弁のほどよろしく願います。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 学校のトイレの洋式化についてですけれども、この洋式化については生活様式の変化によって要望などありましたことから、平成21年に国の地域活性化関連の交付金を活用いたしまして、各階の児童生徒用のトイレに男女そ

れぞれ1カ所を洋式に改修して時代の変化に対応しているところです。ご指摘のありましたトイレについては、建築時には主に体育館の市民利用を想定して設置したところから、特に今回の洋式化の対象としておりませんでした。しかしながら、ご指摘のように、近年は災害時の避難所としての機能も重要視されていることから、そのような利用を想定した区域のトイレについても洋式化が必要になっていることも認識しているところです。学校施設の今後については、現段階では子供たちの学びの場としての整備を優先せざるを得ませんけれども、あわせて避難所としての機能について防災担当部局の意見も伺いながら高めてまいりたいと考えております。また、バリアフリー化についても防災機能の整備に含まれるものと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。よろしく願います。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕ありがとうございます。トイレに関して不便を感じているのは事実であります。ぜひとも一年でも早く整備をお願いいたします。この件については、これで終わります。

大綱3、空き家対策について、①、条例化について伺います。個人所有の空き家について、この冬は例年より雪が多く、赤平市内でも数軒の家が雪害により倒壊または半倒壊と被害が出ております。今雪が解けて現地へ行ってみますと、いまだに倒壊した家そのままになっております。また、家が一部倒壊したことにより、道路片側が規制されているところもあったようであります。その後被害に対し赤平市としてどのような対応されたのでしょうか。また、このような状態の家屋が当市にあと何軒あるか把握されているのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 空き家の倒壊等による当市の対応と空き家の状況につきましてお答えいたします。

空き家の倒壊等の対応のため、2月の9日、3月の6日、3月の17日、4月11日と4回出動してござ

いますが、1件目が先日補正予算でご報告させていただきました件で、本年2月9日に茂尻新町で発生し、家屋の倒壊により道路等危険を及ぼしたことから、所有者にかわりやむを得ず必要最小限の工事を行い、かかった経費は所有者に請求するとしたものでございます。2件目が3月6日に錦町で発生した件でございまして、この件につきましては所有者との連絡がとれ、所有者と業者との話し合いで雪おろしが行われております。3件目が3月17日に茂尻元町の北で発生した件でございまして、所有者と連絡がとれ、合意のもとに危険回避の工事を行い、かかった経費は所有者に請求するとしたものでございます。4件目が4月11日に錦町で発生した件でございまして、所有者に連絡がつき、一定の工事はいたしました。瓦れきが歩道等に散らばり、交渉作業ができておりましたので、危険回避のため片側通行としたものでございます。以上、4件の対応したところでございますが、危険家屋につきましては2月の23日、24日の2日間調査を実施してございますが、調査対象家屋320棟のうち屋根や外壁などの損傷が著しく、今まさに倒壊等の危険があり、周囲への被害が予想される家屋が5棟、雪おろした形跡がなく、屋根や外壁の損傷が認められ、今後の降雪の状況により倒壊の危険性があり、周囲への被害が予想されるとした家屋が12棟と確認いたしまして、それぞれ口頭による指導などを実施しておりますものの、今般の雪害でかなり傷んだ家屋もあるようでございますので、再調査し、実情の把握に努めたいと考えているところでございます。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 ただいま答弁にありましたけれども、危険家屋が約12棟とのことですが、所有者が不明で放置されている空き家等の対策として近隣では滝川市や北竜町が条例を制定し、対応しているようであります。私有財産なので、対応が難しいとは思いますが、条例を制定するなど、法的根拠を持たないといつまでたっても放置されたまま危険な状態でないかと思っております。制定には時

間がかかると思いますが、条例制定の考えはないのかお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 空き家対策に関する条例につきましてお答えいたします。

管理不全な状態にある空き家は、外壁の落下や積雪等による建物自体の倒壊等によりまして近隣者及び通行人へ被害を与えますほか、火災の危険やおいなど環境衛生にかかわる問題を引き起こす要因ともなりますことから、現在庁内に関係いたします総務課、企画財政課、税務課、市民生活課、建設課、そして消防によります空き家等対策連絡会議を設置いたしまして、その対策につきまして検討しているところでございます。空き家等の所有者等に解決の意思がない場合は、強い行政指導が必要で、また空き家等の所有者等に解決の意思があるものの、これに必要な資力が不足している場合は現在実施してございます除却費用の助成など財政支援による解決が必要とされ、このため原因者である所有者等の法的責任の明確化はもちろん、助言、指導、勧告、公表、さらには行政代執行といったことを可能といたしません。条例の制定につきましてはその根拠として必要でございますことから、制定に向け十分に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 いろいろと問題があると思いますが、条例化に向けて頑張っていたきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、人・農地プランについて、2、老朽校舎の取り扱いについて、議席番号6番、向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 通告に従いまして、質問させていただきます。

大綱の1、農業問題でありますけれども、人・農地プランの進め方について、現在国の政策の中で来年度予算に合わせた取り組みが急がれるかと思えますけれども、そのタイムスケジュールなどについてお聞きしたいというふうに思っております。まず、全国的に農業は高齢化だとか後継者の不足、耕作放棄地の増加などで5年後、10年後の展望が描けない集落だとか地域がふえておりまして、赤平でも例外ではなく、国はこれを人と農地の問題ととらえて農業の将来、特にどのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやってその中心となる経営体に農地を集めていくのか、青年就農者をどのように地域に定着させていくのかについての新しい農業政策を打ち出しております。この政策は、後継者の面からすれば、取り組みによっては年間150万円を5年間にわたって支援を受けられるという制度があり、また農地を譲る人にも支援が受けられ、さらに経営者においては5年間無利子の資金が借りられるなど、人・農地プランが策定されていることが前提になっております。こうした政策を利用して赤平の人と農地の問題を解決していく一助になるのではないかと思います。来年度からの適用を考えれば、直ちに組み込まなければならないと思いますが、このタイムスケジュールなど、予定はどうなっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 大綱1、人・農地プランについて、①、来年度の国の予算に合わせた取り組みをするためのタイムスケジュールについて答弁させていただきます。

人・農地プラン作成の進め方についてですが、地域の農業事情に応じて最もふさわしい方法で進めて

いかなければならないため、まず昨日発送いたしました。地域内の農業者に対し地域農業の将来の見通し、地域農業の今後の方向性、みずからの経営や農地を今後どうするかなどをアンケートで確認し、その結果などをもとに早急に集落、地域における話し合いをする予定です。その話し合いを受けて人・農地プランの原案を作成し、検討会を開催することになりますが、検討会の構成員として地域農業再生協議会のメンバーである農業協同組合、農業委員会、土地改良区など関係機関のほか、法人経営者、普及センターなど、認定農業者、集落営農の代表者、女性農業者といった地域を牽引する農業者を必ず加え、地域の実態や意見が幅広く反映されるようとなっております。また、検討会のメンバーのおおむね3割以上は女性で構成するとなっております。その辺も考慮しながら構成員を決定し、検討会を開催しなければなりません。検討会の審査の結果、適当と判断されたものは市が人・農地プランとして正式決定いたします。なお、中心となる経営体を決定しなければならぬのですが、5年後、10年後を見据えて現在いる後継者が中心となる経営体になっていただかなければなりません。そのために農業後継者サポート事業補助金を活用し、地域の担い手となる青年就農者に期待しているところでございます。いずれにしましても、アンケートを回収し、取りまとめた結果をもとに地域で話し合い、検討会を開催して今年度のできるだけ早い段階で人・農地プランを作成していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 これから進められるということでありまして、今長く続いた政権が交代したことによって、今まで土地改良区であるとか水利組合が主体となる赤平市だけでは取り組めないような大規模な農業の公共事業などから個々の農家に直接支払われるようなソフト事業へと農政が展開されてきております。現在赤平市でも中山間地等直接支払制度、農地・水保全管理対策、そ

れに関連する向上対策、それから農業基盤整備促進事業の区画整理と暗渠事業等々、市の独自事業ではなくて、常に申請から実施まで道や国とのヒアリングや調整に事務の大半が費やされる事業が近年特に多くなってきております。さきに申し上げました人・農地プラン、別名地域農業マスタープランといえますから、参加者を募集ということだけではなくて、地域の農業者が参加してみずからプランの作成に取り組まなければならないということでもありますから、時間と手間のかかる問題でありまして、また最近の国の事業は要領、要綱などが調整がおくれて事業の発表から1つの取りまとめまで1週間などというむちゃな事業も出てきております。特に事業の立ち上げに大半の労力がかかるものでありまして、担当する職員の方々のご苦勞がいかばかりかと懸念されるところでありますけれども、市の予算を余り使うことなく農業における雇用だとか後継者の問題がよい方向に向かうということが出来る事業であると考えますので、近隣の町村ではもう既に現場の地域説明会まで進んでおりますので、赤平も遅滞なきよう進めていただくようお願い申し上げますが、どのように取り組むかお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 現在議員が言われたとおり近隣と比較しても少しおけている状況にあります。地域農業関係者の協力を求めましてプランを作成して皆さんが最もいい計画になりますようやっていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕地域の農業者も相当期待、この事業に期待している人も少なからずいますので、ぜひともよろしくお聞きしたいというふうに要望いたしまして、この質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、大綱の2の問題ですけれども、老朽校舎の取り扱いについてお聞きしたいと思います。1つは、

住吉小学校であります。住吉小学校は、平成6年に統合されて既にもう18年が経過し、放置されております。木造モルタルでありまして、ほかに使い道もなく、近年特に老朽化が進み、渡り廊下が崩壊して見苦しい姿になっております。また、校舎の一部を一昨年まで住吉地区の開拓資料の保管場所として使われておりましたが、それらも移転して保存、展示されており、そのことについては地域の人たちも感謝しておるところであります。またこの地域を起点とする北海幹線水路が北海道遺産に指定され、さらに地域の人たちが景観維持に始められたアジサイロードも注目され、12年が経過して、近年視察だとか観光化して多くの人が訪れるようになってきております。地域の景観上の観点からも早急に解体し、整地されることを願いたいと思っておりますが、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 住吉小学校の解体関連でございますけれども、遊休公共施設並びに遊休市有地の活用等につきましては現在市内における公共施設改革専門部会の中で検討を続けているところであります。既に現状における課題を整理し、再利用する場合の新たな課題について協議している段階であります。赤平市小・中学校適正配置計画との兼ね合いもありまして、全体像をまとめるにはまだ時間を要している状況であります。旧住吉小学校につきましては、建物が昭和35年に建設されたもので、老朽化によって再利用は困難であり、財政状況を見据えて解体し、農業用地、あるいは農業者等の宅地として活用できないかというのが専門部会としての現段階での見解でございます。財政状況を見据えて解体というお話をさせていただきましたが、年数が経過し、建設時の補助金や起債の財産処分に関する制限はございませんが、建設時と違って解体する場合の補助金や起債等の財源の問題もございますので、解体時期というのは市の全体施策の優先順位の中で位置づけてまいらなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 現在庁内における公共施設改革専門部会の中ですか、そういう中で検討されている中で老朽化で再利用が困難であり、財政状況を見て解体との方向づけのようでありすけれども、財源がなく、市の全体施策の優先順位の中で位置づけなければならないということですが、施策の優先順位というものはやりたいこととやらなければならないことの区分けがあると思うのですが、その中ではやらなければならないことが優先順位の初めのほうに来ることではないでしょうか。同僚のさきの議員の質問にありましたけれども、再利用が難しい老朽化した個人の住宅の問題もありますように、市としては率先して取り組まなければならない、いわば初めになさなければならないことのように思いますが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） お答えさせていただきます。

言われるとおり、やらなければならないことを優先すべきというお話でございますが、おっしゃるとおりだというふうに思っております。ただ、本市には公営住宅等の建てかえや学校並びに公共施設の耐震化、また病棟改築など、まだまだやらなければならない事業がたくさん存在しており、なかなか思うような事業展開ができないというのが現実でございます。そうした中でいかに効果的な財源を活用し、財政規模に見合った財政運営に努めながら住民サービスや地域振興を果たしていくかが非常に大きな課題となっております。住吉小学校の方針につきましては、最終決定には至っておりませんが、公共施設改革専門部会の考え方どおり進むとするならば、解体費は800万円程度必要となってまいりますので、過疎対策事業債のソフト枠の活用について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 ぜひともそうい

うものを利用して早急に解決していただきたいということをお願いしたいというふうに思っております。

次に、2つ目の問題でありますけれども、平岸中学校であります。平岸の地域でも今後どうするかなどとさきの懇談会で意見が出されているようですけれども、あそこはまだ使用できる状況ではないかと思いますが、民間活用など利用の道があるのかどうか、利用に当たって制限される問題があるのかどうか、今後どう取り組まれるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 旧平岸中学校につきましては、昭和41年に校舎、昭和42年に体育館が建設されまして、昭和62年に校舎の改築、さらに昭和63年に体育館の増築を行っており、それぞれ建設時に国からの補助金を受けているため、処分制限期間をクリアしておらず、仮に解体するような場合は補助金の返還が発生をしております。このため、現段階の公共施設改革専門部会としては、補助金の財産処分制限期間も考慮しながら、民間活用、あるいは解体について協議している状況であります。

なお、先ほどの住吉小学校と平岸中学校のご質問でもありましたが、今後発生するであろうその他の校舎の活用、あるいは解体に当たりまして専門部会を経て行政としての素案をまとめた上で議会や地域住民の皆様とも十分ご相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 それぞれご答弁されていただきましたように、住吉小学校とか平岸中学校、まだありますけれども、それは今までの問題でありますけれども、今後発生するその他の校舎問題も教育委員会の学校統合計画と同時に、校舎の今後の問題も同時並行的に論議していかなければ、これから10年間の中で3校、4校と出てくるわけですから、校舎問題はそれはおいておいて後から考えるでは間に合わなくなるのではないかというふうに

思いますので、今回2つの学校だけを取り上げましたけれども、市の財政再建の問題が最優先されてきた中、お金だけではなく、このような積み残されて先送りされたさまざまな問題も負債と同じようなものだと考えなければならぬのではないかと思います。また、統合にかかわり残された校舎の問題は、赤平市だけではなくて過疎化、少子高齢化が進む多くの自治体の抱える共通の問題ではないかと思しますので、補助金や起債の問題について道や国に働きかけねばならないと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 本来議員が言われますように、小・中学校適正配置計画、これを策定した時点で校舎の跡利用問題も同時に整理しておくべき課題であると思いますが、現状といたしましては教育環境改善をいち早く進めることを前提としてきたこと、またあるいは最近では避難施設等の問題もありまして、跡利用の作業がおこなわれているというのが実情でございます。公共施設改革専門部会としては、耐震化された校舎は避難施設としての役割を含め公共利用すべきと考えておりますが、校舎の跡利用に関しましてこれまで実際に民間企業と協議した経過もございますが、土地の用途指定等の課題もあって実現に至らなかったというケースもあり、また校舎自体の規模が大きいということでほとんどが耐震化になっていない、こういったことで補助金の財産処分制限期間など課題が非常に多いために方針決定に時間を要しているというのが現状でございます。

また、財源に関する問題でございますが、過疎地域は全国を上回る早さで少子高齢化が進んでおり、学校統合は避けられない共通課題となっており、一方ではこうした跡利用や解体するための費用を捻出するのに苦慮している実情がございまして、跡利用に関しましてはその目的によっては補助金等や効果的な起債を財源とすることが可能となりますが、一方解体につきましては具体的財政支援がないために、既

に北海道市長会を通じて学校を含む老朽化した公共施設の解体について過疎対策事業債に準じた柔軟な支援をするよう国などへ要望しているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 国や道に要請するには、やはり市長さんだけではなくて、議長会とか議員を通じてさまざまな分野で上に働きかけなければならないのではないかとこのように思っております。今まで過去にありますように、幌岡小学校であるとか百戸小学校のように、跡地がそこそこにきちんと利用されているというのは幸運であったのかなというふうに思いますけれども、これからたくさん出るであろういろんな学校の今後の問題、大変なご苦労あると思いますけれども、ぜひとも市民にとってよくなるような方向で跡地問題、校舎の跡の問題を解決されるようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時21分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)